

# ストップ！滞納 ～10月から12月までは、滞納整理強化月間です～

★収納課 ☎1120

市民のみなさんから納めていただいた市税は、まちづくりや市民サービスの提供に欠かせない財源です。ほとんどのみなさんには、この大切な市税（市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税）を納期限内に納めていただいておりますが、一部には納税が遅れている人もいます。本市をはじめ県内63市町村と埼玉県では「滞納整理強化期間」を設け、期間中は「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を重点的に進めます。市税が未納になっている人は、お早めに納付をお願いします。

## 税金を納めないとどうなるの？

**督促** 税金は、各納期限内に納めていただくものですが、遅れると、督促状や催告書が送られます。

**財産調査** 督促状や催告書を送り、それでも納付がない場合は、各金融機関に対する貯金の調査や、勤め先への給与調査、取引先への売掛金調査などを行います。



**差押** 他の納税者との公平性を保つため、給与、預貯金、生命保険、売掛金、不動産、自動車、動産（貴金属類、腕時計、ハンドバック等）などの財産を差押えします。



### 差押えなどは相談せずに実施します

納税のない人に対しては、財産の差押えを実施しますが、この差押えは、国税徴収法により事前に相談することなく行います。また、財産調査を実施しても財産を発見することができない場合は、滞納者の了解を得ることなく自宅などを検索する場合があります。

**換価** 差押えた財産を公売等によりお金に換えて、滞納の税金にあてます。この一連の事務手続きを「滞納処分」といいます。



# マイナンバー制度のおしらせ

10月から1人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます

マイナンバーは、平成28年1月以降、法律や条例で定められた社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用されます。また、民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務など法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。※他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。

## ①「通知カード」が届きます

10月以降、順次、みなさんの住民票の住所に、マイナンバーをお知らせする通知カードが届きます。

### ※「通知カード」の注意点

- 通知カードには、マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載されます。住所変更や戸籍の届出などにより記載事項に変更が生じる場合は、カードの裏面に変更事項を記載しますので、届出時に忘れずにお持ちください。
- 通知カードは、今後、各種手続きに必要となりますので、大切に保管してください。紛失等による再発行は、手数料がかかります。
- 通知カードは転送不要の簡易書留で送られます（郵便局に郵便物の転送届を提出している場合でも転送されません）。不在等で受け取れずに郵便局の保管期間が経過してしまった場合は、郵便局から市役所に返送されます。12月時点で通知カードが届かない場合は、市民課（市役所1階）、市民福祉課（アスパアこだま内）へお問い合わせください。

## 通知カードの例



(表) 上部：通知カード  
下部：個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書

## ②「個人番号カード」の交付申請について

個人番号カードには、マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別の記載とともに、顔写真が表示されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax（国税電子申告・納税システム）などの電子申請に使用することができます。

個人番号カードの交付を希望する人は、個人番号カード交付申請書（右上参照）に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、同封の返信用封筒で郵送してください。スマホ等によるweb申請も可能です。平成28年1月以降に市から送付する交付通知書等を市の指定窓口へ持参すると個人番号カード交付となります。

## 個人番号カードの例



(表) (裏)

## 「住民基本台帳カード（住基カード）」の取り扱いについて

住基カードの新規発行・更新は、12月28日(月)までとなります。有効期限が平成28年1月以降の住基カードは期限まで使用できますが、個人番号カードの交付時に、回収となります。

※住基カードで電子証明書を利用している人へ  
現在の住基カードに搭載された電子証明書は、有効期限までご利用いただけます。なお、住基カードへの電子証明書の発行・更新は12月22日(火)までとなります。

### ～通知カードや個人番号カード交付申請に関するお問合せはこちらへ～

- ◆個人番号カードコールセンター（ナビダイヤル）  
☎0570-783-578（日本語）  
☎0570-064-738（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）
- 受付時間 平日：午前8時30分～午後10時  
土・日・祝日：午前9時30分～午後5時30分
- ※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合  
☎050-3818-1250
- ◆マイナンバーポータルサイト  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

★市民課 ☎1113、市民福祉課 ☎11333